

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年6月9日開催 生命保険協会]

1. 外貨建保険の販売に係るモニタリングについて

- 2022 事務年度は、外貨建保険の販売量が多い生命保険会社に対し、2021 事務年度から継続的に取組みが実施されている苦情抑制策に加え、直近の苦情傾向、販売状況を踏まえた募集管理等の対応についてモニタリングを実施した。
- モニタリングにおいて、保険会社による各種施策について一定の進展を確認した。ただし、新契約件数の増加に伴い、今後苦情件数も増える可能性が高く、苦情抑制に向けた更なる取組みが望まれる。また、運用目標到達による解約により、解約返戻金の水準に関する苦情等が増えているため、特にアフターフォローの充実に関する取組み等を金融機関代理店と保険会社が連携して実施し、更なる向上を図っていただきたい。

2. 代理店ヒアリングについて

- 2022 事務年度は、障がい者対応の状況、公的保険を踏まえた保険募集、サイバーセキュリティ、及び生命保険協会にて策定された「業務品質評価基準」に関する代理店側の取組み等をヒアリング項目として、84 代理店を対象にヒアリングを実施した。
- 特に生命保険の販売については、「生命保険販売を中心に必要な保障額を提示する上で、公的保険制度で賄える部分を踏まえた提案が有用である」といった声が強いこと、また、業務品質評価運営に関し多くの代理店が検討中であることなどが確認された。
- 代理店チャンネルは、営業職員チャンネルに並ぶ主力チャンネルに成長しており、顧客本位の業務運営を実現する観点から、ますます重要性が高まっている。したがって、代理店の実態を把握することは有益であるところ、引き続き各財務局と連携し、継続的な実態把握を進めてまいりたい。

- 生命保険会社においては、引き続き、代理店における顧客本位の業務運営の高度化に向けた支援や、代理店の業務品質向上に向けた取組みをお願いしたい。

3. 公的保険を踏まえた保険募集について

- これまでのモニタリングにおいて、募集人教育にあたり、公的保険に関する研修機会や教材の提供等が、各社の創意工夫の下で取り組まれているところであると認識している。
- 2022 事務年度は、2021 事務年度のモニタリング結果を踏まえ、これまでの各社における取組状況のフォローアップや好事例の更なる収集などを目的にアンケートを実施したところであり、協力に感謝申し上げる。
- アンケートからは、研修の受講状況や理解度を確認する取組みの進展や生命保険協会が作成されたチラシ等の共通ツールの活用が多くの保険会社で確認されており、高額療養費制度についても顧客理解のために創意工夫して説明に取り組んでいる実態を把握している。
- 他方、保険会社からは、複雑な上に改定も多い公的保険制度をキャッチアップしつつ、募集人の説明水準を一定に保ち、顧客属性に応じて適切な説明を行うことが難しいといった声もあり、各社とも悩みながら顧客理解に取り組んでいる実態も見受けられた。金融庁としても、こうした課題の解決に向け、各保険会社と議論していきたいと考えているところ、引き続きの協力をお願いしたい。

4. 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について

- 6月2日から大雨等による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今般の大雨等に対し、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県に災害救助法が適用されたことを受け、先日（6月5日、6日、適用地域を管轄する財務

局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

5. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止し、残るドル LIBOR についても、いよいよ 2023 年 6 月末に公表停止が予定されている。これまでのモニタリングを通じ、ドル LIBOR の移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、公表停止が目前に迫る中、移行対応が完了していない契約が残存する金融機関においては、遺漏なき対応をお願いしたい。
- また、ドル LIBOR については、7 月以降、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR であるシンセティックドル LIBOR の公表が予定されているが、その利用に当たっては、顧客説明も含め計画的に対応いただきたい。
- 金融庁は引き続き日本銀行と連携し、7 月以降も残存するドル LIBOR 参照契約や、シンセティックドル LIBOR を利用する契約については、移行対応のモニタリングを継続し、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

6. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023 年 4 月 5 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022 年 7 月から 2023 年 1 月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続してい

ること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載している。

- 同報告書を踏まえ、各金融機関におかれては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

7. 5月G7財務大臣・中央銀行総裁会議及びG7サミットについて

- 5月11日から13日に、新潟市において、G7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。終了後に発出された共同声明のうち、本日は、各金融機関に関連する金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスについて紹介したい。
- まず、金融セクターの動向については、ポイントが3つある。
 - ① 2008年の世界金融危機後に実施された金融規制改革に支えられ、金融システムが強靱であることが再確認された。
 - ② その上で、引き続き警戒心を持って金融セクターの動向を注視し、金融安定及び金融システムの強靱性を維持するために適切な行動をとる用意があることが合意された。
 - ③ 今後、FSB等が、今般の一連の銀行破綻等について、教訓の棚卸しを行い、金融システムを強化するために優先的に取り組む事項を検討していくことになっている。更に、ノンバンク金融仲介（NBF I）についても、その脆弱性への対処を引き続き優先することや、NBF Iの強靱性の強化に関するFSB等の作業を強く支持することに合意している。

- サステナビリティ開示については、ISSBが2023年6月に気候変動開示基準等を公表予定であるが、G7はそれらの最終化を期待するとともに、次のテーマとして生物多様性と人的資本についてISSBが作業することを期待している。
- サステナブルファイナンスについては、トランジション・ファイナンスは経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有しているとの認識が共有された。また、ファイナンスト・エミッション（投融資に係る温室効果ガスの排出量）に関しては、その軌跡を説明することや、フォワード・ルッキングな移行の進捗評価を可能にすることにより、トランジション・ファイナンスの促進に資する、情報の入手可能性と信頼性を強化することが懇請された。
- 自然災害リスクファイナンスについては、気候変動により自然災害の頻度と深刻度が増していることを踏まえ、プロテクションギャップ（自然災害による経済損失と保険による補償額の差）を縮小させるためには、保険を含む災害リスクファイナンスの促進における民間・公的セクターの協調の強化が極めて重要との認識が共有された。加えて、IAISが2023年末までに策定する、自然災害リスクに対する経済的及び財務的な強靱性強化に関する報告書への期待が示された。
- また、5月19日から21日には広島でG7サミットが開催された。その声明においても、金融セクターの動向、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンスについて言及されている。
- 2023年後半にかけて、G7以外の国際会議も多数予定されている。特に11月には東京でIAISの年次総会が予定されており、先ほど紹介した自然災害リスクファイナンスも議論になる見込み。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

8. サイバーセキュリティの自己評価について

- サイバーセキュリティの強化に向けた新たな取組みとして、日本銀行及びFISCと共同で開発した「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づ

く自己評価の実施を、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に依頼する予定である。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定である。

9. 本人確認のマイナンバーカードへの一本化について

- 6月6日のデジタル社会推進会議で提示された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(案)においては、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。」等の政府方針が示されている。
- 本人確認手法の変更については、金融業界の実務への影響も大きいことから、まずは、非対面取引における eKYC の廃止等と公的個人認証への一本化について、金融業界の意見や実務の状況を確認しつつ、デジタル庁・警察庁などの関係省庁で改正内容について検討を行ってまいりたい。
- 今後、生命保険協会からも、公的個人認証の活用状況や現行の本人確認手法等について、意見を聞かせていただくことがあると思うので、是非、積極的に議論に参加いただければ幸い。

10. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針について

- 4月28日、経済安全保障推進法の「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」が閣議決定された。本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。

- 同日、金融庁を含む関係省庁は、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付け、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置した。各金融機関におかれては、経済安全保障上のリスクへの対応を確保していくために活用していただきたい。

11. 「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」の公表について

- 我が国における資産運用業のサービス提供の現状について、問題意識をとりまとめた、「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」を公表した。一読いただけると有難い。ここでは、特に、以下の3点の現状について述べる。
 - ① 第一に、確定拠出企業年金の運営管理機関業務について。各金融機関の中には、企業向けに運営管理機関としてサービスを提供されているところも多いと思われるが、運営管理機関によっては、加入者が保険商品等の元本確保型商品を選択する割合が高い。
 - ② 第二に、運営管理機関の比較可能性の向上について。加入者の年代別運用商品の構成や、加入時以降の運用商品全体の利回り平均などといったデータや、企業の継続教育を支援する取組み等について、各運営管理機関における開示がなされておらず、運営管理機関のサービスの横比較ができない。
 - ③ 第三に、スチュワードシップ活動の実効性評価のためのデータ活用について。現状、個別の議決権行使結果は、多くの場合、機関投資家がPDFで開示しており、第三者が機関投資家や企業の対応を比較・分析することが難しい。
- こうしたサービス提供の現状を発生させる要因や構造上の課題について、今後検討を進め、改善のための施策を考えていきたい。

12. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2022年10月、サステナブルファイナンス有識者会議の下に「脱炭素等に

向けた金融機関等の取組みに関する検討会」および「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、脱炭素の実現に向けた金融機関と企業との実効的な対話の促進や、投資による社会・環境課題の解決を通じた経済の成長や持続可能性の向上を実現するための施策について議論を行ってきた。

- 両検討会の議論を踏まえた報告書をそれぞれ6月に公表する見込みとなっている。
- 脱炭素の検討会については、エンゲージメントの拡大に向けて、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。企業の移行計画策定はカーボンニュートラルに向けての重要なテーマであり、皆様におかれては報告書も参考にしながら、取り組んでいただければ幸い。
- 大手生命保険会社の皆様におかれては、脱炭素を目指す国際的な金融機関の連合である GFANZ（グラスゴー金融連盟）に参加し、移行に向けた目標設定や移行計画策定を進めている方も多い。
- 6月9日、GFANZ の日本支部が始動する予定である。国別の支部が設置されたのは日本が初めてであり、第一生命の稲垣会長に議長を務めていただくことになっている。脱炭素分野の国際発信や人材育成、国内での啓発活動など、幅広い分野で連携していきたいと考えている。
- インパクト投資の検討会の報告書については、社会課題と事業性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。
- 中でも、投資により実現したい「効果」と「収益性」について予め意図し、投資後も効果を測定・管理する、といった投資要件について、「基本的指針」としてとりまとめ、今後市中協議を経て最終化していく予定である。
- また、報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。
- 報告書を踏まえ、2023 年中にも「コンソーシアム」を設置予定であり、設

置の暁にはぜひ積極的に参画いただき、企業等との対話を通じ、課題解決と事業性が好循環するような資金の流れを後押しいただけると幸い。

13. インボイス制度への対応について

- 2023年10月1日の消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始まで残り3か月あまりとなった。

（注）インボイス制度は、消費税の仕入税額控除の方式として新たに導入される制度。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。インボイス発行事業者となるためには、所轄の税務署への登録申請が必要となる。

- これまで生命保険協会におかれては、会員各社に対し、インボイス制度に関して文書による周知を行っていただくなど、インボイス制度への円滑な移行に協力いただき感謝申し上げます。
- 特に、免税事業者との取引について、今回のインボイス制度の影響が生じるものと承知しているが、会員各社においても免税事業者である保険募集人に対しては、丁寧な対応を心掛けていただきたい。
- 今後とも、引き続き業界内の周知等の協力をお願いしたい。また、会員各社から悩みや懸念が寄せられた場合には、相談いただければと思うので、よろしくをお願いしたい。

14. マイナンバーカードの普及・利用の促進について

- 業界におかれては、マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- 2023年3月に実施されたデジタル庁の調査（公表済）によれば、「保険業」におけるマイナンバーカードの取得率は87.1%となっている。

- マイナンバーカードの取得率向上については、引き続き力を入れていただきたいが、それとともに、マイナンバーカードの利活用の促進についても、引き続き協力いただきたい。
- 政府としては、マイナンバーカードの更なる普及促進策として、公的個人認証サービスの活用をお願いしており、業界におかれても、積極的な活用をよろしくお願ひしたい。
- また、政府としては、民間利用シーンの拡大に向け、
 - (1) マイナンバーカードを活用したユースケースや、
 - (2) 民間事業者における電子証明書手数料が 2023 年 1 月から当面 3 年間無料化されていること、
 - (3) マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持ったスマホアプリのダウンロードサービスが 2023 年 5 月から開始されていること、等について、周知・活用促進の対応を進めているところ。業界の協力をよろしくお願ひしたい。

15. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところ。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして、2016 年 1 月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。

- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改革に繋がっている例もある。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①金融機関の皆様から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報が入力が求められているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- また、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。
- 3 月 31 日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たな NISA 制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニターの運営も含め、金融行政について改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を生命保険協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

（以 上）